

## ○区集会所建築事業補助金交付要綱

昭和54年11月26日

告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、区の集会所の建築を促進し、住民の行政参加の拡大を図るために要する経費の一部を区に補助することを目的とする。

(補助対象)

第2条 前条に規定する経費は、区が事業主体又は、区が町の委託を受けている施設で新築（建築後10年以上経過したものを改築又は補修する場合を含む。）又は増築する経費とし、1世帯当たり3平方メートル以内の建築面積とする。ただし、国県等の補助率が事業費の40パーセント以上の場合を除く。

2 前項のうち補修の場合は、10万円を下限事業費とし、下限事業費を超える事業について、事業費の50パーセント以内の額を補助することができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(基準面積・単価及び補助率)

第3条 建築に要する基準面積・単価及び補助率は、別表に定める基準によりこれを規定し予算の範囲内において補助する。

(補助の申請)

第4条 補助事業の承認を受けようとするものは、様式第1号による補助事業承認申請書を町長に提出しなければならない。

(補助事業承認の決定)

第5条 町長は、前条の補助事業承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、補助事業承認書をもって当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は補助事業の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することができる。

(補助事業内容の変更等)

第6条 補助事業の承認を受けた補助事業者が、当該決定に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、その理由を具して速やかに町長に届け出なければならない。

(事業費収支決算書及び実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業収支決算書及び実績報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助交付の決定)

第8条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、事業完了検査等を行い、補助事業が補助金の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けるため様式第3号による補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱に基づく補助条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行の方法が不相当と認められるとき。
- (3) 関係書類に虚偽の記載をし、又は工事に不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和58年告示第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年告示第1号）

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年告示第41号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年告示第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年告示第31号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成12年告示第68号）

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

基準面積、基準単価補助率

基準面積	世帯数に応じ1戸当たり3平方メートルとする。ただし、30世帯未満の区については、次の面積を適用する。					
	世帯数	適用面積	世帯数	適用面積	世帯数	適用面積
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	9	54	13	70	17	82
	10	54	14	75	18	86
	11	59	15	76	19～29	90
	12	64	16	79		
基準単価	公営住宅第2種木造平屋建及び準耐火構造平屋建の建築単価と実施単価のうち低い方の額					
補助率	50%以内					